

# 職業紹介事業報告書（様式第8号）

## よくあるお問い合わせ

1	<p>事業報告書の提出方法について教えてください。</p> <p>郵送もしくは窓口への持参による提出となります。</p> <p>窓口は大変混雑しておりますので、郵送による提出にご協力をお願いします。</p> <p>なお、郵送による提出の場合、事業主控を返送するための返信用封筒（送付先住所記載、切手貼付）の同封も併せてお願いします。</p> <p>【提出先・お問い合わせ先】</p> <p>住所：〒460-0008 名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング2F 愛知労働局需給調整事業部 需給調整事業第一課</p> <p>電話：052-219-5587</p> <p>※令和7年12月にヤマイチビルから名古屋広小路ビルディングに移転しておりますので、ご注意ください。</p>
2	<p>実績がない場合でも提出は必要ですか。</p> <p>提出が必要です。</p> <p>なお、愛知労働局HP内にエクセルファイル「事業報告書（実績なし用）」を掲載していますので、ご活用ください。</p>
3	<p>複数事業所がある場合はどのように提出しますか。</p> <p>各事業所ごとに作成した事業報告書を<b>全事業所分まとめて</b>提出をお願いします。</p>
4	<p>紹介予定派遣の実績がある場合は、どのように記載すればいいですか。</p> <p>3欄実績の有無を「有」とし、4～6欄には取扱業務等の区分ごとに（ ）書きで実績を内数により記載してください。</p>
5	<p>有効求人数、有効求職者数欄は今回の報告ではいつの時点の人数を記載すればいいですか。</p> <p>いずれも、<b>令和8年3月31日時点で有効</b>である人数を記載してください。</p>
6	<p>常用求人数、臨時求人延数、日雇求人延数欄はどの期間における数を記載すればいいですか。また、延数とは何ですか。</p> <p>令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間における累計の数を記載してください。</p> <p>延数とは、「雇用期間×人数」であり、雇用期間は実働日数ではなく、<b>休日を含んだ日数（歴日数）</b>となりますので、ご注意ください。</p> <p>（例）5月1日から7月31日（92日間）の雇用期間で3名の求人の場合、<math>92 \times 3 = 276</math>（人日）となります。</p>
7	<p>就職件数の計上は今回の報告ではどの期間における数を記載すればいいですか。</p> <p><b>令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間で採用連絡のあったものを計上</b>してください。</p> <p>（例）令和8年4月1日付け採用の連絡を令和8年3月31日に受けた場合は、今回の報告に計上します。</p> <p>また、紹介予定派遣で派遣されている間は就職件数には計上せず、紹介予定派遣が終了し採用が決定した場合にその時点で就職件数として計上してください。</p>

8	<p><b>離職欄はどのように記載したらいいですか。</b></p> <p>以下①～③すべてに該当する者の人数を計上してください。</p> <p>①期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日に</p> <p>②雇用形態：無期雇用にて就職した者で</p> <p>③就職後離職までの期間：就職後6ヶ月以内に離職（解雇を除く）した者</p> <p>また、調査の結果、離職の有無、離職時期・理由が確認できない場合は、「不明」欄に計上してください。</p> <p><b>* 令和7年4月1日以降に許可された事業所は記載は不要です。</b></p>
9	<p><b>手数料表の上制限、届出制について教えてください。</b></p> <p>職業紹介に関する手数料には、上制限と届出制があります。</p> <p>上制限は、法律で徴収できる上限（11%）が決められています。</p> <p>届出制は、あらかじめ届出する手数料表にて手数料の上限を定めその範囲内で徴収するものです。全国の有料職業紹介事業者の大半は届出制手数料を採用しています。</p>
10	<p><b>求人受付手数料、求職受付手数料、求職者手数料について教えてください。</b></p> <p>求人受付手数料は、求人の申込みを受理した場合、1件につき710円を限度として求人者から受付手数料を徴収でき、<b>上制限手数料と組み合わせて</b>徴収します。</p> <p><b>求職受付手数料は、芸能家、家政婦（夫）、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの職業に係る求職者</b>から求職の申込を受理した場合に、1人につき月3回まで当分の間1件につき710円を限度として求職者から受付手数料を徴収できます。</p> <p>求職者手数料は、芸能家、モデル、経営管理者、科学技術者、熟練技能者の職業に就職した場合に求職者から徴収できますが、<b>経営管理者、科学技術者、熟練技能者については、就職したこれらの職業に係る賃金の額が年収700万円を超える場合に限られます。</b></p> <p>職業の定義、徴収手続等詳細は業務運営要領をご確認ください。</p>
11	<p><b>どの期間における手数料を記載したらいいですか。</b></p> <p>令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に徴収した手数料額を記載してください。</p>
12	<p><b>職業紹介の業務に従事する者の数について教えてください。</b></p> <p>当該事業所における職業紹介責任者の数+職業紹介の業務に従事する者の数を計上してください。</p> <p>職業紹介責任者の数も含めるため、最低1名以上になります。</p>
13	<p><b>返戻金制度について教えてください。</b></p> <p>紹介により就職した者が早期に離職した場合の紹介手数料の全部または一部をその雇用主に返戻する制度をいい、有料職業紹介事業者は、当該制度を設けることが望ましいとされています。</p> <p>報告書には紹介実績の有無に関わらず、返戻金制度導入の有無及び「有」の場合にはその概要を記載もしくは別紙（様式指定なし）により添付してください。</p>
14	<p><b>従業員教育について教えてください。</b></p> <p>職業紹介責任者が職業紹介業務に従事する者に対し行った「職業紹介の適正な運営に資する研修・教育内容」を記載してください。</p> <p>なお、職業紹介責任者のみで職業紹介事業を行っており、他に職業紹介事業に従事する従業員がない場合には記載は不要です。</p>